

# あきた

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（第51号）…………… 2
- 秋田市農業委員会委員候補者選考委員会条例（第52号）…………… 2
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第53号）…………… 3
- 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（第54号）…………… 3
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第55号）…………… 4
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第56号）…………… 5
- 秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（第57号）…………… 6
- 秋田市母子生活支援施設設置条例を廃止する条例（第58号）…………… 7
- 秋田市学校給食費に関する条例（第59号）…………… 7
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第60号）…………… 7
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例（第61号）…………… 7
- 秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例（第62号）…………… 7

規 則

- 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第60号）…………… 9
- 秋田市母子生活支援施設管理運営規則を廃止する規則（第61号）…………… 10
- 秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則（第62号）…………… 10
- 秋田市農業委員会委員の候補者の選考等に関する規則（第63号）…………… 10
- 秋田市学校給食費に関する条例施行規則（第64号）…………… 11

上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程（第4号）…………… 11

選 管 訓 令

- 秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令（第1号）…………… 12

告 示

- 被保険者資格証明書の更新予告通知書の公示送達について（第243号）…………… 12
- 医師の指定について（第244号）…………… 12
- 被保険者証返還命令通知書の公示送達について（第245号）…………… 12
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第246号）…………… 12
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第247号）…………… 12
- 被保険者資格証明書の更新予告通知書の公示送達について（第248号）…………… 13
- 平成27年度および平成28年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第249号）…………… 13
- 平成27年度および平成28年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第250号）…………… 13
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療）の更新について（第251号）…………… 13
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療）の指定廃止について（第252号）…………… 13
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第253号）…………… 13
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第254号）…………… 14
- 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定について（第255号）…………… 14
- 災害対策基本法による指定避難所の指定について（第256号）…………… 14
- 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取消しについて（第257号）…………… 14
- 被保険者資格証明書の更新予告通知書の公示送達について（第258号）…………… 14
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の廃止について（第259号）…………… 14
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第260号）…………… 15
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療）の更新について（第261号）…………… 15
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療）の指定の廃止について（第262号）…………… 15
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療）の指定について（第263号）…………… 15
- 災害対策基本法による指定避難所の指定の取消しについて（第

- 264号) .....15
- 公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件 (第265号) .....16

**教 委 告 示**

- 教育委員会定例会の招集について (第13号) .....16

**選 管 告 示**

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について (第39号) .....16
- 平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人の選任について (第40号) .....16
- 仁井田堰土地改良区総代の任期満了による総選挙について (第41号) .....16
- 平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙において当選した者および当選証書を付与した者の住所および氏名について (第42号) .....17

**仁 選 挙 長 告 示**

- 平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について (第1号) .....17
- 平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙における候補者の届出について (第2号) .....18
- 平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙における候補者の届出について (第3号) .....18
- 平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙について (第4号) .....19
- 平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙について (第5号) .....19
- 平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙について (第6号) .....19
- 平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙における選挙会の場所および日時について (第7号) .....19

**農 委 告 示**

- 秋田市農業委員会総会の招集について (第9号) .....19

**上 下 水 道 局 告 示**

- 秋田市指定給水装置工事事業者の廃止について (第30号) ...19
- 秋田市指定排水設備工事事業者の廃止について (第31号) .....19

**公 告**

- 建築基準法による道路の指定について .....20
- 予防接種法による定期予防接種について .....20
- 許可した開発行為に関する工事の完了について .....20
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....20
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....21
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....21
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....21

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....22
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....22
- 市有物件の売払について .....22
- 農用地利用集積計画の策定について .....23
- 予防接種法によるインフルエンザおよびB型肝炎の定期予防接種について .....23

**教 委 公 告**

- 平成29年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について .....41

**選 管 公 告**

- 検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について .....41
- 裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について .....41

**条 例**

秋田市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第51号**

秋田市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項および第18条第2項の規定に基づき、秋田市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 秋田市農業委員会の委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、29人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。  
(秋田市農業委員会の選挙による委員の定数条例および秋田市農業委員会委員の選挙および選挙区定数条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 秋田市農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和29年秋田市条例第20号)
- (2) 秋田市農業委員会委員の選挙および選挙区定数条例(昭和32年秋田市条例第32号)

秋田市農業委員会委員候補者選考委員会条例をここに公布する。  
平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第52号**

秋田市農業委員会委員候補者選考委員会条例

(設置)

第1条 秋田市農業委員会の委員の任命に関し、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条第1項の規定による推薦を受けた者および同項の規定による募集に応募した者のうちから当該委員の候補者（以下「候補者」という。）を選考するため、秋田市農業委員会委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、市長の求めに応じて候補者の選考を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 選考委員会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者等のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(秘密保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推薦等の禁止)

第6条 委員は、候補者を推薦し、又は候補者として推薦を受け、もしくは応募することができない。

(委員長および副委員長)

第7条 選考委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長を選挙する会議は、市長がこれを招集する。

3 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 秋田城跡歴史資料館協議会委員の項の次に次のように加える。

農業委員会委員候補者選考委員会委員	日額 7,300円
-------------------	-----------

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「農業委員が」を「農業委員および農地利用最適化推進委員が」に、「参会した」を「出席した」に、「農業委員の住居と参会場所」を「農業委員および農地利用最適化推進委員の住居から出席した場所」に改め、同条第2項中「参会した」を「出席した」に改める。

別表第2 農業委員の項中「32,000円」を「34,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、「29,000円」を「31,000円」に改め、同表小児慢性特定疾病審査会委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 31,000円
	日額 10,000円

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月20日から施行する。

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	--

を

1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定および実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
------	--	--

1の2 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
1の3 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に

改め、同表の3の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報」を「障害者関係情報」に、「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施」を「外国人生活保護関係情報又は療育手帳」に改め、同表の4の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の5の項中「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報のうち市長が保有するもの」を「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けもしくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当もしくは昭和六十年法律第三十四号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は療育手帳に関する情報」に改め、同表の6の項および7の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第55号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第23条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第23条の2第1項」を「附則

第23条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項」を「ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項」に、「附則第23条の2第1項」を「附則第23条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第23条の2第1項」を「附則第23条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に改め、同項第4号中「附則第23条の2第1項」を「附則第23条の3第1項」に改め、同条第3項中「第26条および」を「同条および」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第23条の2第3項」を「附則第23条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項および附則第6条の5の3第1項」を「ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項」に、「附則第23条の2第3項」を「附則第23条の3第3項後段」に改め、「、第27条の8第1項中「第26条第4項」とあるのは「附則第23条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第23条の2第3項」を「附則第23条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「もしくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第23条の2第3項」を「附則第23条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第23条の2第3項」を「附則第23条の3第3項前段」に改め、同条を附則第23条の3とし、附則第23条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第23条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第26条および第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに

附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は附則第23条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項および第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項および第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項および第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同法第7条第18項（同法第11条第12項および第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第23条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第26条第3項および第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条および第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたものおよびその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

- (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項ならびに附則第6条の5第1項、第6条の5の2第1項および第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は附則第23条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項および第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第23条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市市税条例附則第23条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第56号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とし、附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義

による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第18条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第18条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第18条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第18条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成29年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市国民健康保険税条例附則第11項および第12項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第57号

秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づく地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って同号に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した同項に規定する認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

（不均一課税の税率等）

第2条 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物および償却資産ならびに当該家屋又は構築物の敷地である土地（同令第1条に規定する公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）第46条の2第1項の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から3箇年度に限り、次の表の左欄に掲げる事業の区分および同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

事業の区分	年度の区分	税率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業	初年度	100分の0.14
	第2年度	100分の0.35
	第3年度	100分の0.7
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業	初年度	100分の0.14
	第2年度	100分の0.467
	第3年度	100分の0.933

（不均一課税の申請等）

- 第3条 前条の規定の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同条の規定の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに規則で定める申請書および添付書類を市長に提出しなければならない。
- 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審査し、前条の規定に基づき算定した税額等を規則で定める通知書により申請者に通知するものとする。
  - 不均一課税の適用を受けた者は、その理由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（不均一課税の承継）

- 第4条 不均一課税の適用を受けた者が相続、合併その他の事由により名義を変更した場合は、当該不均一課税の適用に係る事業を承継した者は、当該事業の権利を取得した日から1月以内に規則で定める届出書に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。
- 市長は、前項の規定による届出により、事業の承継の事実を確認した場合は、当該事業を承継した者に対し、残余の期間について第2条の規定を適用するものとする。

（不均一課税の取消し）

第5条 市長は、不均一課税の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、不均一課税の措置を取り消すことができる。

- (1) 法第17条の2第1項各号に掲げる事業を廃止し、もしくは休止したとき又は当該事業が休止の状況にあると認められるとき。
- (2) 不均一課税の申請に不正な行為があったとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

秋田市母子生活支援施設設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第58号

秋田市母子生活支援施設設置条例を廃止する条例

秋田市母子生活支援施設設置条例（昭和63年秋田市条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市学校給食費に関する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第59号

秋田市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 市立学校 秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の規定により設置する小学校および中学校のうち、規則で定める小学校および中学校を除いたものをいう。
- (4) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、市立学校において学校給食を実施するものとする。  
(学校給食費の徴収等)

第4条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者から学校給食費を徴収する。

2 前項の規定により徴収する学校給食費の額は、規則で定める額とする。

3 市長は、事故等により学校給食の実施を全て中止した場合その他の規則で定めるやむを得ない事情があると認める場合は、

第1項の規定にかかわらず、当該事情に係る学校給食費を徴収しないことができる。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(学校給食費の納付)

第6条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第60号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「定数」の次に「および任期」を加え、同条に次の1項を加える。

2 認定審査会の委員の任期は3年とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第61号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

2 市長は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）第17条の規定により、廃棄された水銀使用製品（同法第2条第1項に規定する水銀使用製品をいう。以下この項において同じ。）を適正に回収するため、家庭廃棄物に含まれる水銀使用製品であって別に定めるもの（以下「水銀含有ごみ」という。）を分別して収集するものとする。

第23条の2中「および別に定める資源化物」を「、別に定める資源化物および水銀含有ごみ」に改める。

第32条第1項中「特定家庭用機器廃棄物」の次に「、水銀含有ごみ」を加え、同条第2項中「および資源化物」を「、資源化物および水銀含有ごみ」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第62号

秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する  
条例

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない住宅等が衛生、防災等の市民の生活環境に重大な影響を及ぼすことから、住宅等の管理不良状態を予防し、解消するための措置等について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、市民の健康で安全な生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（現に居住の用に供されているものに限る。）およびその敷地をいう。
- (2) 管理不良状態 住宅等において、ごみその他の物品が堆積し、又は散乱した状態であって、悪臭もしくははえ、ごきぶりその他の害虫が発生し、もしくはねずみが生息し、又は当該物品の崩落もしくは火災発生のおそれがある状態その他の当該住宅等又はその周辺の生活環境が著しく損なわれている状態をいう。
- (3) 所有者等 住宅等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、自己が所有し、占有し、又は管理する住宅等を管理不良状態にしないよう適切な管理に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、住宅等が管理不良状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、実態調査を行い、管理不良状態を解消するための措置又は管理不良状態にならないようにするための対策を講ずるものとする。

(立入調査)

第5条 市長は、住宅等が管理不良状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、職員をして当該住宅等に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問をさせることができる。

- 2 前項の規定に基づく立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 市長は、必要があると認める場合は、所有者等について、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

(指導又は勧告)

第6条 市長は、住宅等が管理不良状態にあると認めるときは、その所有者等に対し、管理不良状態を解消するための指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導にもかかわらず住宅等の管理不良状態が解消されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、期限を定めて当該管理不良状態を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(措置命令)

第7条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により命令を行うときは、事前に審議会（第12条第1項に規定する審議会をいう。第9条第2項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

(公表)

第8条 市長は、所有者等が、前条第1項の規定による命令に基づく措置を期限までにとらなかったときは、規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者（以下この項において「義務者」という。）がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときであって、他の手段によってはその履行が確保できず、かつ、その状態を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

- 2 市長は、前項の規定による処分を行うときは、事前に審議会の意見を聴かなければならない。

(必要な支援)

第10条 市長は、住宅等が管理不良状態にあると認めるときは、その所有者等が自ら管理不良状態を解消することができるよう、その解消に資する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができる。

- 2 市長は、管理不良状態にある住宅等により生活環境を著しく損なわれている地域住民に対し、その生活環境を改善するための必要な支援を行うことができる。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、管理不良状態にある住宅等が及ぼす地域住民の生活環境への悪影響を放置することが公益に反すると認められるときは、当該悪影響を除去するための必要な措置を講ずることができる。

(審議会)

第12条 この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項の調査審議を行うため、秋田市生活環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、管理不良状態に関する専門的な事項について調査審議を行うとともに、市長に意見を述べるることができる。

(審議会の組織等)

- 第13条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、法律、医療、福祉その他生活環境の保全に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 規 則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第60号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に係る資料の提供等の求めに関する事務

第3条第7項中第11号を第21号とし、第8号から第10号までを10号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の10号を加える。

(8) 法別表第二主務省令第47条第1項第2号に定める事務 同号イに定める者

(9) 法別表第二主務省令第47条第1項第3号に定める事務 同号イに定める者

(10) 法別表第二主務省令第47条第1項第4号に定める事務 同号イに定める者

(11) 法別表第二主務省令第47条第1項第5号に定める事務 同号イに定める者

(12) 法別表第二主務省令第47条第1項第6号に定める事務 同号イに定める者

(13) 法別表第二主務省令第47条第1項第7号に定める事務 同号イに定める者

(14) 法別表第二主務省令第47条第1項第8号に定める事務 同号イに定める者

(15) 法別表第二主務省令第47条第1項第9号に定める事務 同号イに定める者

(16) 法別表第二主務省令第47条第1項第10号に定める事務 同号イに定める者

(17) 法別表第二主務省令第47条第1項第11号に定める事務 同号イに定める者

第3条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項第1号中セをトとし、同号ス中「又は」を「もしくは」に、「支給」を「支給、同法第19条第1項の要介護認定もしくは同条第2項の要支援認定又は同法第129条の保険料」に改め、同号スを同号テとし、同号中オからシまでをサからツまでとし、エをケとし、その次に次のように加える。

コ 要保護外国人等に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料に関する情報

第3条第5項第1号中ウをオとし、その次に次のように加える。

カ 要保護外国人等に係る固定資産税に関する情報

キ 要保護外国人等に係る地方税法第5条第2項第3号の軽自動車税に関する情報

ク 要保護外国人等に係る国民健康保険税に関する情報

第3条第5項第1号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 要保護外国人等に係る身体障害者手帳の交付およびその障害の程度に関する情報

ウ 要保護外国人等に係る精神障害者保健福祉手帳の交付およびその障害の程度に関する情報

第3条第5項第1号に次のように加える。

ナ 要保護外国人等に係る療育手帳の交付およびその障害の程度に関する情報

第3条第5項第5号中「前条第1項第7号」を「前条第1項第8号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項第1号ウ中「(平成9年法律第123号)」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項第1号中「(昭和57年法律第80号)」および「(地方税法第5条第6項第5号の国民健康保険税をいう。以下同じ。)」を削り、同項第5号中「地方税法第5条第2項第2号に掲げる」を削り、同項第6号中エをオとし、同号ウ中「(法別表第二主務省令第8条第1号ロに規定する中国残留邦人等支援給付実施関係情報をいう。以下同じ。)」を削り、同号ウを同号エとし、同号中イをウとし、同号ア中「身体障害者福祉法第15条第4項の」を削り、同号アの次に次のように加える。

イ 当該届出に係る被保険者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

第3条第3項第6号に次のように加える。

カ 当該届出に係る被保険者に係る療育手帳の交付に関する情報

第3条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「地方税法第5条第2項第2号に掲げる」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項中「別表第2の1の項」を「別表第2の1の2の項」に改め、「(昭和25年法律第226号)」を削り、同項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「および」という。）」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 条例別表第2の1の3の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項もしくは第3条の規定による被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条もしくは第13条の規定による被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該届出に係る被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該届出に係る被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報（法別表第二主務省令第8条第1号ロに規定する中国残留邦人等支援給付実施関係情報をいう。以下同じ。)

エ 当該届出に係る被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 国民健康保険法施行規則第5条の4の規定による障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法による介護保険の被保険者の資格に関する情報

第3条に第1項として次の1項を加える。

条例別表第2の1の項の規則で定める事務は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第二主務省令」という。）第19条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この項において「要保護者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付およびその障害の程度に関する情報
- (2) 要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付およびその障害の程度に関する情報
- (3) 要保護者等に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第2号の固定資産税（以下「固定資産税」という。）に関する情報
- (4) 要保護者等に係る地方税法第5条第2項第3号の軽自動車税に関する情報
- (5) 要保護者等に係る地方税法第5条第6項第5号の国民健康保険税（以下「国民健康保険税」という。）に関する情報
- (6) 要保護者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条の保険料に関する情報
- (7) 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の要介護認定に関する情報もしくは同条第2項の要支援認定に関する情報又は同法第129条の保険料に関する情報
- (8) 要保護者等に係る療育手帳の交付およびその障害の程度に関する情報

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

秋田市母子生活支援施設管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第61号

秋田市母子生活支援施設管理運営規則を廃止する規則

秋田市母子生活支援施設管理運営規則（昭和56年秋田市規則第20号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第62号

秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年秋田市条例第57号。以

下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第3条第1項の申請書等）

第2条 条例第3条第1項の規則で定める申請書は、固定資産税不均一課税申請書とし、当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第2条の特別償却設備を新設し、又は増設した事業所全体の平面図であって当該特別償却設備を明示したものおよび同条に規定する土地にあっては、当該特別償却設備である家屋又は構築物の敷地である当該土地の平面図
- (2) 条例第1条の認定事業者であることを証する書類
- (3) 条例第1条の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の写し
- (4) 新設し、又は増設した条例第2条の特別償却設備に係る固定資産の取得価額の明細表
- (5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の4第5項に規定する償却費の額の計算に関する明細書又は同法第42条の11の2第4項もしくは第68条の15第5項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（条例第3条第2項の通知書）

第3条 条例第3条第2項の規則で定める通知書は、固定資産税不均一課税決定通知書とする。

（条例第4条第1項の届出書）

第4条 条例第4条第1項の規則で定める届出書は、事業承継届とする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市農業委員会委員の候補者の選考等に関する規則をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第63号

秋田市農業委員会委員の候補者の選考等に関する規則（趣旨）

第1条 この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）および農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、秋田市農業委員会の委員（以下「委員」という。）の候補者の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

（推薦および応募の資格）

第2条 法第9条第1項の規定による推薦を受けることができる者又は同項の規定による募集に応募することができる者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 市内に住所を有しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者  
(定数に満たない場合)

第3条 市長は、法第9条第1項の規定による推薦を受けた者および同項の規定による募集に応募した者の数が秋田市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(平成28年秋田市条例第51号)第2条に規定する委員の定数(次条第2項において「定数」という。)に満たない場合にあっては、それらの者以外の者の中から適当と認めるものを秋田市農業委員会委員候補者選考委員会条例(平成28年秋田市条例第52号)第1条に規定する選考委員会に諮ることができる。

(委員の補充)

第4条 市長は、委員の罷免、失職又は辞任その他の理由により欠員が生じた結果、農業委員会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、委員の補充に努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、委員の欠員が定数の6分の1を超えた場合は、速やかに委員を補充しなければならない。  
(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市学校給食費に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第64号

秋田市学校給食費に関する条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市学校給食費に関する条例(平成28年秋田市条例第59号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食を実施しない市立学校)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める小学校および中学校は、秋田市立勝平小学校千秋分校および秋田市立勝平中学校千秋分校とする。

(学校給食費の額等)

第3条 条例第4条第1項の規定による学校給食費の徴収は、月ごとに行うものとする。

2 学校給食費の額は、児童又は生徒1人当たり1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校において実施する学校給食 270円
- (2) 中学校において実施する学校給食 320円

3 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒が食物アレルギーがあること等のやむを得ない理由により学校給食のうち主食、牛乳又は副食(以下「主食等」という。)のいずれかを受けることができない場合における学校給食費の額は、同項に定める額から、当該主食等に係る費用に相当する額を減じた額とする。ただし、当該受けることができない主食等に係る代替食又は除去食を受けるときは、この限りでない。

4 条例第4条第2項の規則で定める額は、当該月における学校給食の回数(以下「1月当たりの回数」という。)に前2項の規定による額を乗じて得た金額(同一の月にこれらの規定による額が2以上ある場合は、別に定めるところにより算定した金

額)とする。

5 条例第4条第3項の規則で定めるやむを得ない事情があると認める場合は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる場合に係る学校給食は、1月当たりの回数に含めないものとする。

- (1) 食中毒、異物混入その他の事故等により学校給食の実施を全て中止した場合
- (2) 学校給食の実施に必要な施設の改修工事等により学校給食を実施しない場合
- (3) 児童又は生徒が病気、事故その他やむを得ない理由により欠席等をする場合において、当該欠席等の期間に係る学校給食を受けない旨を当該欠席等の期間の初日の7日前の日(その日が休日(秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)の場合は、その日前においてその日に最も近い休日でない日)の正午までに校長に届け出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食費を徴収しないことについて、市長がやむを得ない事情があると認める場合(学校給食費の減免)

第4条 条例第5条の規定による学校給食費の減免は、児童又は生徒の保護者が災害、盗難その他の事故等により一時的に学校給食費を納付する資力を失ったと認められる場合その他市長が特に必要があると認める場合に行うものとする。

(学校給食費の納付期限)

第5条 条例第6条の規則で定める日は、児童又は生徒が学校給食を受けた日の属する月の翌月28日(学校給食を受けた日の属する月が3月である場合は、3月28日)とする。ただし、市長が当該日を学校給食費に係る納付期限とすることが適当でないとき、別に定める日を納付期限とすることができる。

2 前項の規定による納付期限の日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日を納付期限とする。  
(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 上下水道局管理規程

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年9月28日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

#### 秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程3号)の一部を次のように改正する。

第25条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、課金装置により収納する収入については、課金装置による記録紙をもって領収書に代えることができる。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

# 選 管 訓 令

## 秋田市選管訓令第1号

秋田市選挙管理委員会事務局

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程（昭和32年秋市選管訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「満19年」を「満17年」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 秋田市告示第243号

次の被保険者資格証明書の更新予告通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者資格証明書の更新予告通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

被保険者資格証明書の更新予告通知書

## 秋田市告示第244号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成28年9月7日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
田代 晴生	秋田県立脳血管研究センター	循環器内科	心臓機能障害
遠藤 拓朗	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 肢体不自由

## 秋田市告示第245号

次の被保険者証返還命令通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

被保険者証返還命令通知書

## 秋田市告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年9月8日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
キングタクシー株式会社	キングタクシー株式会社居宅介護支援事業所	秋田市八橋新川向16番23号	平成28年8月31日	居宅介護支援
医療法人 わらべ会	稲庭クリニック通所リハビリテーションセンター	秋田市南通亀の町2番21号	平成28年8月31日	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

## 秋田市告示第247号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

- (2) 撤去し、保管した年月日

平成28年8月1日から同月31日まで

- (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車

場内)

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成28年9月23日から平成29年3月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第248号

次の被保険者資格証明書の更新予告通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者資格証明書の更新予告通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり

2 送達する書類  
被保険者資格証明書の更新予告通知書

秋田市告示第249号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民課税で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙(省略)のとおり

2 送達すべき書類の名称  
平成27年度および平成28年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第250号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類  
平成27年度および平成28年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年9月14日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類: 薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
151	調剤薬局ツルハドラッグ秋田広面北店	秋田市広面字蓮沼94番地1	株式会社ツルハ代表取締役社長 鶴羽 順	平成28年10月1日

秋田市告示第252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年9月14日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類: 薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日
105	豆の木調剤薬局	秋田市土崎港中央六丁目3番16号	有限会社豆の木調剤薬局代表取締役 半田 道子	平成28年9月1日

秋田市告示第253号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙(省略)のとおり

秋田市告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成28年9月21日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
社会福祉法人幸泉会	グループホームやまゆり	秋田市飯島川端一丁目2番5-2号	平成28年9月15日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第255号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年9月21日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所（津波を除く。）

- 1 施設数 2か所
- 2 名称、所在地、災害の種類および収容人数については、別表のとおりとする。

別表

指定緊急避難場所

No.	名称	所在地	災害の種類				収容人数
			洪水	土砂	地震	大規模火事	
1	桜地区コミュニティセンター（多目的ホール）	秋田市桜台一丁目1番4号	○	○	○		117人 （3㎡あたり1人）
2	雄和小学校（体育館）	秋田市雄和石田字蟹沢40番地	○		○		182人 （3㎡あたり1人）

秋田市告示第256号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月21日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 施設数 2か所
- 2 名称、所在地および収容人数については、別表のとおりとする。

別表

指定避難所

No.	名称	所在地	収容人数
1	桜地区コミュニティセンター（多目的ホール）	秋田市桜台一丁目1番4号	117人 （3㎡あたり1人）
2	雄和小学校（体育館）	秋田市雄和石田字蟹沢40番地	182人 （3㎡あたり1人）

秋田市告示第257号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、次の指定緊急避難場所の指定の取消しをしたので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月21日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所の指定の取消施設

- 1 名称 南部公民館
- 2 所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号
- 3 指定の取消日 平成28年8月31日
- 4 指定の取消事由 施設解体のため

秋田市告示第258号

次の被保険者資格証明書の更新予告通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者資格証明書の更新予告通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類 被保険者資格証明書の更新予告通知書

秋田市告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年9月27日

秋田市長 穂 積 志

廃止

名称	所在地	廃止年月日
豆の木調剤薬局	秋田市土崎港中央六丁目3番16号	平成28年9月1日
とおる内科医院	秋田市御所野地藏田二丁目1番3-2号	平成28年9月1日

**秋田市告示第260号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
御 野 場 病 院	秋田市御野場二丁目14番1号	平成28年8月1日
グ ル ー プ ホ ー ム や ま ゆ り	秋田市飯島川端一丁目2番5-2号	平成28年9月15日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
キングタクシー 株式会社居宅介護 支 援 事 業 所	秋田市八橋新川向16番23号	平成28年8月31日
稲庭クリニック 通所リハビリテーショ ン セ ン タ ー	秋田市南通亀の町2番21号	平成28年8月31日

**秋田市告示第261号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年9月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定 番号	医療機関名	医療機関 住 所	開 設 者 名	更 新 年月日
36	さが医院	秋田市中 通五丁目 1番16号	さが医院 院長 嵯 峨 大 介	平成28年 10月1日

**秋田市告示第262号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機関 住 所	開 設 者 名	指定廃止 年月日
20	池田薬局 山王中園店	秋田市山 王中園町 10番28号	株式会社池田 代表取締役 池 田 晃 司	平成28年 9月30日
140	池田薬局 通町店	秋田市大 町一丁目 2番26号	株式会社池田 代表取締役 池 田 晃 司	平成28年 9月30日
152	池田薬局 中通り店	秋田市中 通五丁目 7番1号	株式会社池田 代表取締役 池 田 晃 司	平成28年 9月30日
160	池田薬局 東通り店	秋田市東 通一丁目 25番19号	株式会社池田 代表取締役 池 田 晃 司	平成28年 9月30日

**秋田市告示第263号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年9月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機関 住 所	開 設 者 名	指 定 年月日
198	池田薬局 山王中園店	秋田市山 王中園町 10番28号	株式会社池田 代表取締役 池 田 晃 司	平成28年 10月1日
199	池田薬局 通町店	秋田市大 町一丁目 2番26号	株式会社池田 代表取締役 池 田 晃 司	平成28年 10月1日
200	池田薬局 中通り店	秋田市中 通五丁目 7番1号	株式会社池田 代表取締役 池 田 晃 司	平成28年 10月1日
201	池田薬局 東通り店	秋田市東 通一丁目 25番19号	株式会社池田 代表取締役 池 田 晃 司	平成28年 10月1日
202	池田薬局 ほのぼの店	秋田市広 面字蓮沼 87番地1	株式会社池田 代表取締役 池 田 晃 司	平成28年 10月1日
203	池田薬局 土崎店	秋田市土 崎港南二 丁目3番 66号	株式会社池田 代表取締役 池 田 晃 司	平成28年 10月1日

**秋田市告示第264号**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定に基づき、次の指定避難所の指定の取消しをしたので、同項の規定により告示する。

平成28年9月29日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所の指定の取消施設

- 1 名称 南部公民館
- 2 所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号

- 3 指定の取消日 平成28年 8 月31日
- 4 指定の取消事由 施設解体のため

秋田市告示第265号

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可したので、ここに告示する。

平成28年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件

平成25年 4 月 1 日付けで認可した公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の一部を次のとおり変更する。

第1 変更する料金の区分

- 1 授業料、入学金および入学検定料
  - 第1の1の次に次のように加える。
- 2 秋田公立美術大学大学院において徴収する授業料、入学金および入学検定料の上限額は、別表第2のとおりとする。
- 2 社会貢献センター使用料
  - 「別表第2」を「別表第3」に改める。

第2 別表

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

区分		金額
授業料	学生	年額 535,800円
	研究生	月額 29,700円
	科目等履修生	1 単位 14,800円
	特別聴講学生	1 単位 14,800円
	聴講生	1 単位 7,400円
入学金	学生	市民 282,000円
		市民以外の者 423,000円
	研究生	84,600円
	科目等履修生	28,200円
	聴講生	28,200円
入学検定料	学生	17,000円
	研究生	9,800円
	科目等履修生	9,800円
	聴講生	9,800円

備考 この表において「市民」とは、入学の日の1年前から引き続き秋田市に住所を有する者（その配偶者又は1親等の親族がこれに該当する者を含む。）をいう。

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号

平成28年 9 月23日午後 3 時30分秋田市役所 5 階会議室 5 - A に教育委員会定例会を招集する。

平成28年 9 月20日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

付議案件

教育委員会事務の点検・評価に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成28年 9 月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,396人
- 2 3分の1の数 89,923人

秋市選管告示第40号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成28年 9 月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第8条第7項の規定によりその住所および氏名を告示する。

平成28年 9 月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

平成28年 9 月13日執行予定 仁井田堰土地改良区総代総選挙 選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選 挙 長	秋田市仁井田本町三丁目 6 番50号	熊井良太郎
	職務代理人	秋田市仁井田字大野 212番地	相場 清和
	選挙立会人	秋田市仁井田本町二丁目 4 番43号	今野 敏夫
	選挙立会人	秋田市仁井田目長田一丁目 9 番58号	堀井 正治
第 2 選挙区	選 挙 長	秋田市四ツ小屋末戸松本字向野65番地	加賀谷 源
	職務代理人	秋田市四ツ小屋字上野 62番地 1	伊藤 久幸
	選挙立会人	秋田市四ツ小屋字中野 95番地	勝浦 隆
	選挙立会人	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下60番地 2	鈴木 肇
第 3 選挙区	選 挙 長	秋田市茨島四丁目 7 番 3 号	佐藤 昭一
	職務代理人	秋田市南通宮田17番15号	佐藤 聡
	選挙立会人	秋田市牛島東三丁目 1 番 1 号	藤本 誠一
	選挙立会人	秋田市栖山大元町 7 番 1 号	鈴木源太郎

秋市選管告示第41号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規



定に基づき、仁井田堰土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成28年9月6日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日 平成28年9月13日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数  
第1選挙区 15人  
第2選挙区 13人  
第3選挙区 5人

秋市選管告示第42号

平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙において、当選した者および当選証書を付与した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項および同令第22条第2項の規定により告示する。

平成28年9月14日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

第1選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	佐々木 孝 悦	秋田県秋田市仁井田本町三丁目1番8号
2	相 場 昇	秋田県秋田市仁井田字大野81番地
3	相 場 堅 一	秋田県秋田市仁井田字大野220番地
4	熊 井 金 明	秋田県秋田市仁井田本町四丁目13番7号
5	高 橋 良 一	秋田県秋田市仁井田字大野263番地
6	橋 本 勉	秋田県秋田市仁井田字横山121番地
7	熊 谷 清 勝	秋田県秋田市仁井田本町六丁目8番68号
8	佐々木 甚 雄	秋田県秋田市仁井田目長田一丁目10番31号
9	熊 谷 一 郎	秋田県秋田市仁井田本町三丁目4番9号
10	伊 藤 吉 雄	秋田県秋田市仁井田本町四丁目4番28号
11	寺 門 松 男	秋田県秋田市仁井田福島二丁目5番22号
12	佐々木 哲	秋田県秋田市仁井田目長田一丁目11番17号
13	熊 谷 護	秋田県秋田市仁井田本町五丁目15番18号
14	河 村 秀 雄	秋田県秋田市仁井田本町四丁目3番62号
15	鈴 木 松一郎	秋田県秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番57号

第2選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	榎 公 悦	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場29番地1
2	松 野 悟	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場133番地
3	鎌 田 孝 樹	秋田県秋田市河辺豊成字館下83番地2
4	三 浦 悦 夫	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下33番地
5	佐々木 徹	秋田県秋田市四ツ小屋字中野103番地
6	嶋 田 満	秋田県秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上22番地
7	堀 井 三津郎	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下46番地1
8	加賀谷 武	秋田県秋田市四ツ小屋末戸松本字向野39番地
9	伊 藤 隆 一	秋田県秋田市四ツ小屋字上野50番地
10	鈴 木 一 彦	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下20番地
11	伊 藤 隆 一	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場106番地
12	伊 藤 正 一	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場33番地
13	伊 藤 満	秋田県秋田市四ツ小屋字上野12番地

第3選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	後 藤 聡 宏	秋田県秋田市牛島東六丁目1番21号
2	佐 藤 憲一郎	秋田県秋田市川尻みよし町10番3号
3	鈴 木 善 則	秋田県秋田市上北手荒巻字前田127番地
4	菅 原 清 勝	秋田県秋田市牛島西一丁目7番29号
5	小 場 武	秋田県秋田市南通宮田20番18号

仁 選 挙 長 告 示

仁選挙長告示第1号

平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成28年9月2日

仁井田堰土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 熊 井 良 太 郎  
第2選挙区選挙長 加 賀 谷 源

第3選挙区選挙長 佐藤 昭一

1 場所

秋田市仁井田本町四丁目5番20号  
仁井田堰土地改良区事務所

2 日時

平成28年9月6日 午前8時30分から午後5時まで  
平成28年9月7日 午前8時30分から午後5時まで

仁選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成28年9月7日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長

職務代理者 相場 清和

第2選挙区選挙長 加賀谷 源一

第3選挙区選挙長 佐藤 昭一

第1選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	佐々木 孝悦	秋田県秋田市仁井田本町三丁目1番8号
2	相場 昇	秋田県秋田市仁井田字大野81番地
3	相場 堅一	秋田県秋田市仁井田字大野220番地
4	熊井 金明	秋田県秋田市仁井田本町四丁目13番7号
5	高橋 良一	秋田県秋田市仁井田字大野263番地
6	橋本 勉	秋田県秋田市仁井田字横山121番地
7	熊谷 清勝	秋田県秋田市仁井田本町六丁目8番68号
8	佐々木 甚雄	秋田県秋田市仁井田目長田一丁目10番31号
9	熊谷 一郎	秋田県秋田市仁井田本町三丁目4番9号
10	伊藤 吉雄	秋田県秋田市仁井田本町四丁目4番28号
11	寺門 松男	秋田県秋田市仁井田福島二丁目5番22号
12	佐々木 哲	秋田県秋田市仁井田目長田一丁目11番17号
13	熊谷 護	秋田県秋田市仁井田本町五丁目15番18号
14	河村 秀雄	秋田県秋田市仁井田本町四丁目3番62号

第2選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	榎 公悦	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場29番地1
2	松野 悟	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場133番地
3	鎌田 孝樹	秋田県秋田市河辺豊成字館下83番地2
4	三浦 悦夫	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下33番地
5	佐々木 徹	秋田県秋田市四ツ小屋字中野103番地
6	嶋田 満	秋田県秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上22番地
7	堀井 三津郎	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下46番地1
8	加賀谷 武	秋田県秋田市四ツ小屋末戸松本字向野39番地
9	伊藤 隆一	秋田県秋田市四ツ小屋字上野50番地
10	鈴木 一彦	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下20番地

第3選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	後藤 聡宏	秋田県秋田市牛島東六丁目1番21号
2	佐藤 憲一郎	秋田県秋田市川尻みよし町10番3号
3	鈴木 善則	秋田県秋田市上北手荒巻字前田127番地
4	菅原 清勝	秋田県秋田市牛島西一丁目7番29号

仁選挙長告示第3号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成28年9月8日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長

職務代理者 相場 清和

第2選挙区選挙長 加賀谷 源一

第3選挙区選挙長 佐藤 昭一

第1選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
15	鈴木 松一郎	秋田県秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番57号

第2選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
11	伊 藤 隆 一	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場106番地
12	伊 藤 正 一	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場33番地
13	伊 藤 満	秋田県秋田市四ツ小屋字上野12番地

第3選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
5	小 場 武	秋田県秋田市南通宮田2番18号

仁選挙長告示第4号

平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙について、第1選挙区において届出のあった候補者が15人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成28年9月8日

仁井田堰土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長  
職務代理者 相 場 清 和

仁選挙長告示第5号

平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙について、第2選挙区において届出のあった候補者が13人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成28年9月8日

仁井田堰土地改良区総代総選挙  
第2選挙区選挙長 加 賀 谷 源

仁選挙長告示第6号

平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙について、第3選挙区において届出のあった候補者が5人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成28年9月8日

仁井田堰土地改良区総代総選挙  
第3選挙区選挙長 佐 藤 昭 一

仁選挙長告示第7号

平成28年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成28年9月8日

仁井田堰土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長  
職務代理者 相 場 清 和  
第2選挙区選挙長 加 賀 谷 源  
第3選挙区選挙長 佐 藤 昭 一

- 場所  
秋田市仁井田本町四丁目5番20号  
仁井田堰土地改良区事務所
- 日時  
平成28年9月14日 午後2時から

農 委 告 示

秋田市農委告示第9号

平成28年9月16日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年9月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 農用地利用集積計画（平成28年度第6号）に関する件
- 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件（2件）
- 平成29年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成28年9月7日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
高 村 弘 清	高 村 弘 清	秋田市手形山崎町11番5号

2 廃止年月日

平成28年8月31日

秋田市上下水道局告示第31号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年9月28日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社センユウ興業	佐々木 満	大仙市大曲西根字中嶋455番地

2 廃止年月日

平成28年9月20日

# 公 告

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成28年9月12日

秋田市長 穂 積 志

- 申請者の住所および氏名  
秋田市牛島東六丁目5番2号  
ア、クリア株式会社  
代表取締役 若 村 大 輔
- 道路位置指定箇所  
秋田市寺内堂ノ沢一丁目124番1および178番1地先水路
- 道路幅員  
5.01～6.00メートル

- 道路延長  
49.12メートル
- 指定年月日および番号  
平成28年9月12日 第3号

## 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年9月14日

秋田市長 穂 積 志

- 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類  
別表のとおり
- 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類  
別表のとおり

別表

予防接種を行う医師名、主たる場所および予防接種の種類

予 防 接 種 を 行 う 主 たる 場 所	所 在 地	医 師 名	四 種 混 合	三 種 混 合	二 種 混 合	ポ リ オ 不 活 化	麻 し ん 混 合	単 抗 原	単 抗 原	日 本 脳 炎	B C G	ヒ ブ	小 児 肺 炎	ロ ー マ	ヒ ト パ ピ	水 痘	高 齢 者 肺 炎 球 菌	届 出 月 日	
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	齊藤礼次郎																○	4月1日
		今野 広志																	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	菅原 多恵	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5月9日
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 宇苗代沢222番地1	太田 翔三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		4月1日	
山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	菅沼 由美															○	6月1日	

予防接種を行う承諾を辞退した医師名、主な場所および接種の種類

予 防 接 種 を 行 っ て い た 主 たる 場 所	所 在 地	医 師 名	四 種 混 合	三 種 混 合	二 種 混 合	ポ リ オ 不 活 化	麻 し ん 混 合	単 抗 原	単 抗 原	日 本 脳 炎	B C G	ヒ ブ	小 児 肺 炎	ロ ー マ	ヒ ト パ ピ	水 痘	高 齢 者 肺 炎 球 菌	届 出 月 日
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	桑原 直行	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	5月31日
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	金森 勝裕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	5月9日

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成28年6月9日付け秋田市指令第3036号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年9月16日

秋田市長 穂 積 志

- 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市大町三丁目2番10号  
大和ハウス工業株式会社秋田支店  
支店長（支配人） 植 田 佳 彦
- 開発区域に含まれる地域の名称

## 第三工区

秋田市御所野堤台一丁目6番23

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年9月21日

秋田市長 穂 積 志

- 届出事項の概要
  - 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 佐々木 智佳

子

秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 茨島ショッピングセンター

所在地 秋田市茨島四丁目381番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

平成28年5月31日

(5) 変更理由

取締役会における代表取締役の異動決議による交代のため

2 届出年月日

平成28年9月9日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成28年9月21日から平成29年1月21日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く。）

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年9月21日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 佐々木 智佳子

秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ河辺店

所在地 秋田市河辺和田字北条ヶ崎14番地8

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

平成28年5月31日

(5) 変更理由

取締役会における代表取締役の異動決議による交代のため

2 届出年月日

平成28年9月9日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成28年9月21日から平成29年1月21日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く。）

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成28年9月21日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 佐々木 智佳子

秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ港北店

所在地 秋田市土崎港北七丁目161番2外33筆

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

イ 駐車場の位置及び収容台数

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

エ 荷さばき施設の位置及び面積

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び

閉店時刻

キ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

平成29年5月10日

(5) 変更理由

店舗の増改築等による

2 届出年月日

平成28年9月9日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成28年9月21日から平成29年1月21日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 9月21日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 佐々木 智佳子  
秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 マックスバリュ泉店  
所在地 秋田市泉北一丁目11地内
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日  
平成28年 5月31日
- (5) 変更理由  
取締役会における代表取締役の異動決議による交代のため

2 届出年月日

平成28年 9月 9日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所  
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間  
平成28年 9月21日から平成29年 1月21日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および12月29日から 1月 3日までを除く。）

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 9月21日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 佐々木 智佳子  
秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 飯島ショッピングセンター  
所在地 秋田市飯島字堀川 2 番外
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日  
平成28年 5月31日
- (5) 変更理由  
取締役会における代表取締役の異動決議による交代のため

2 届出年月日

平成28年 9月 9日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所  
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間  
平成28年 9月21日から平成29年 1月21日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および12月29日から 1月 3日までを除く。）

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 9月21日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
大和リース株式会社 代表取締役 森 田 俊 作  
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号  
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 佐々木 智佳子  
秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 マックスバリュ港北店  
所在地 秋田市土崎港北七丁目161番 2 外33筆
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名  
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日  
平成28年 5月31日
- (5) 変更理由  
代表者の変更による

2 届出年月日

平成28年 9月 9日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所  
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間  
平成28年 9月21日から平成29年 1月21日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および12月29日から 1月 3日までを除く。）

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

平成28年 9月26日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	地 積	最低入札価格
1	秋田市將軍野 南五丁目33番 437他 1 筆	宅 地	250.36㎡	8,413,000円
2	秋田市將軍野 南五丁目33番 1124	宅 地	70. 65㎡	1,633, 000円

3	秋田市新屋北 浜町262番2 他3筆	原野・ 雑種地	15,091.50㎡	116,809,000円
4	秋田市新屋元 町641番1	宅 地	603.87㎡	10,206,000円
5	秋田市河辺和 田字岡村5番 2他1筆	宅地・ 雑種地	345.09㎡	3,117,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所  
秋田市職員研修棟2階 第2研修室
- (2) 入札  
平成28年10月20日(木) 午前10時  
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札  
入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 秋田市將軍野南五丁目33番437他2筆
  - ア 日時  
平成28年10月13日(木) 午前9時30分から
  - イ 集合場所  
現地
- (2) 秋田市新屋北浜町262番2他3筆
  - ア 日時  
平成28年10月13日(木) 午前10時30分から
  - イ 集合場所  
現地
- (3) 秋田市新屋元町641番1
  - ア 日時  
平成28年10月13日(木) 午前11時から
  - イ 集合場所  
現地
- (4) 秋田市河辺和田字岡村5番2他1筆
  - ア 日時  
平成28年10月13日(木) 午後1時30分から
  - イ 集合場所  
現地

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成28年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施するインフルエンザおよびB型肝炎の定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がい等を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な障がい等を有する者として厚生労働省令で定める者	インフルエンザの定期予防接種はインフルエンザHAワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
B型肝炎	平成28年4月1日以降に生まれた生後1歳に至るまでの間にある者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを使用し生後2月に達したときから生後9月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔を置いて2回皮下に注射し、第1回目の注射から139日以上の間隔を置いて1回皮下に注射するものとする。 接種量は毎回0.25ミリリットルとする。

2 インフルエンザの定期予防接種について

- (1) 期 日  
平成28年10月1日から平成29年2月28日までの間で各受託医療機関が定める実施日
- (2) 場 所  
別表のとおり
- (3) 予防接種を行ってはならない者  
ア 明らかな発熱を呈している者  
イ 重篤な急性疾患にかかっている者  
ウ インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者  
エ インフルエンザの予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者  
オ その他、予防接種を受けることが不適当な状態にある者
- (4) 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者  
ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者  
イ 過去にけいれんの既往のある者  
ウ 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者  
エ 関質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する者  
オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

- (5) 他の予防接種を受けている場合の接種間隔は、生ワクチンを接種した場合には、接種した日の翌日から起算して27日以上、不活化ワクチン又はトキソイドの場合には、6日以上の間隔をおく。
  - (6) 予防接種料金  
各医療機関が設定する接種料金から委託料2,152円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は各医療機関が設定する接種料金から2,752円を上限とし差し引いた額とする。  
ただし、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は委託料4,752円を上限として無料とする。
- 3 B型肝炎の定期予防接種について
- (1) 期 日  
平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日
  - (2) 場 所  
別表のとおり
  - (3) 平成28年10月1日より前の接種の取扱い  
平成28年10月1日より前の予防注射であって、定期の予防接種のB型肝炎の注射に相当するものについては、当該注射を定期の予防接種のB型肝炎の注射と、当該注射を受けた者については、定期の予防接種のB型肝炎の注射を受けた者とみなして、以降の接種を行うこと。
  - (4) 対象者から除かれる者  
HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象から除くこと。
  - (5) 予防接種を行ってはならない者  
ア 明らかな発熱を呈している者  
イ 重篤な急性疾患にかかっている者  
ウ B型肝炎予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者  
エ その他予防接種を受けることが不適当な状態にある者
  - (6) 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者  
ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者  
イ 以前受けた予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた者および全身発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者  
ウ 過去にけいれんの既往のある者  
エ 過去に免疫不全の診断がされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者  
オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
  - (7) 他の予防接種を受けている場合の接種間隔は、生ワクチンを接種した場合には、接種した日の翌日から起算して27日以上、不活化ワクチン又はトキソイドの場合には、6日以上の間隔をおく。
  - (8) 予防接種料金  
無料



別表

予防接種を行う主たる場所	所在地	医師名	B型肝炎	エンザフル
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地1	柳 澤 宗		○
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地1	柳 澤 昌 子		○
愛川整形外科クリニック	秋田市仁井田落見町7番11号	愛 川 肇		○
あきた駅前内科外科クリニック	秋田市千秋久保田町3番15号三宅ビル2F	吉 田 節 朗	○	○
秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	佐 藤 徳 子	○	○
秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	高 橋 裕 哉	○	○
秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	田 村 康 樹	○	○
秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	後 藤 和 也	○	○
秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	市 原 利 晃	○	○
秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	小松田 智 也	○	○
秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	石 川 素 子	○	○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	阿 部 徹		○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	飯 島 壽佐美		○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	黒 沢 諒		○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	佐 藤 和 裕		○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	佐 藤 佳 子		○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	塚 本 圭		○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	戸 澤 琢 磨		○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	苗 村 育 郎		○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	松 本 康 宏		○
秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地128	豊 野 美 幸		○
秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地128	澤 石 由記夫		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	阿 部 芳 久		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	石 川 達 哉		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	梅 津 篤 司		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	遠 藤 拓 朗		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	太 田 助十郎		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	小 野 幸 彦		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	門 脇 謙		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	萱 場 恵		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	河 合 秀 哉		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	木 下 俊 文		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	木 下 富美子		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	高 野 大 樹		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	小 林 慎 弥		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	小武海 雄 介		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	今 野 慶 行		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	齋 藤 浩 史		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	佐々木 正 弘		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	佐 藤 雄 一		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	佐 野 圭 昭		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	佐 野 由 佳		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	菅 原 卓		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	鈴 木 明 文		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	田 代 晴 生		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	田 中 郁 信		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	田 邊 淳		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	寺 田 豊		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	寺 田 健		○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	中 瀬 泰 然		○

秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	西 野 京 子	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	引 地 堅太郎	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	藤 卷 由 実	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	藤 原 理佐子	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	古 谷 伸 春	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	前 田 匡 輝	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	前 田 哲 也	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	宮 田 元	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	師 井 淳 太	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	山 崎 貴 史	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	吉 岡 正太郎	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	吉 川 剛 平	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	吉 田 泰 之	○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	東 山 巨 樹	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	阿 部 栄 二	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	阿 部 元	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	阿 部 利 樹	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	石 井 良 明	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	伊 藤 香 里	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	伊 藤 史 子	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	伊 藤 忠 彦	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	犬 上 篤	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	井 上 純 一	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	伊保内 綾 乃	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	今 野 広 志	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	岩 崎 洋 一	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	岩 村 庄 吾	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	鶴 木 栄 樹	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	遠 藤 和 彦	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	大 高 日 本	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	大 谷 浩	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	大 町 康 一	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	近 江 永 豪	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	岡 田 脩 平	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	岡 根 克 己	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	貝 森 亮 太	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	笠 間 史 仁	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	神 千佳子	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	川 端 良 成	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	菊 池 一 馬	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	北 林 淳	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	北 谷 葉	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	木 津 典 久	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	木 戸 知 紀	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	木 戸 直 子	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	木 村 愛 彦	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	楠 見 僚 太	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	熊 谷 奈 保	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	熊 谷 史 子	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	倉 橋 保奈実	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	小 板 橋 祐 也	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	小 島 壽 志	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	後 藤 博 之	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	小 西 奈津雄	○

秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	小林 孝		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	小林 芳生		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	駒形 友康	○	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	小松 真紀		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	斎藤 寛		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	斎藤 陽平		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	斎藤 礼次郎		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	坂本 祥		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	作左部 大		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	佐々木 俊樹		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	佐々木 吉寛		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	佐藤 千恵		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	佐藤 光		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	佐藤 正健		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	佐藤 祐平		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	沢口 碩基		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	渋谷 健吾		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	渋谷 嘉美		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	下斗米 孝之		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	庄司 亮		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	添野 武彦		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	高橋 正人		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	多田 光範		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	谷川 秀郎		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	俵谷 伸		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	千葉 蒔七		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	津田 栄彦		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	出村 遼		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	東海林 圭		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	戸田 洋		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	仲本 雄一		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	奈良 藍子		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	楡井 周作		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	畑澤 孝子	○	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	畑澤 千秋	○	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	早川 宏一		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	廣瀬 雄己		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	福井 伸		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	藤井 公生		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	藤嶋 明子		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	二渡 克弥		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	星野 孝男		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	松岡 悟		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	松本 聖子		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	三浦 健		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	宮部 賢		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	宮部 結		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	村井 肇		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	村石 健治		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	森本 悠太		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	山本 翔子	○	○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	吉岡 知巳		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	吉田 樹		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	吉野 敬		○

秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	米屋 崇 峻		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	渡部 健		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	渡部 博之		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	綿貫 勤		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	田村 芳一		○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	齊藤 崇		○
あきたすてらクリニック	秋田市手形字西谷地1番地2	長谷川 時生		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	新井 浩和	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	飯田 直成		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	飯塚 政弘		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	石井 透		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	石河 紀之		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	石黒 英明		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	石田 秀明		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	石田 雅宣		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	磯崎 健一		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	伊多波 未来		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	稲葉 亨		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	井上 佳奈		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	岩城 忍		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	岩本 陽輔		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	岩谷 真人		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	上野 真侑		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	大内 慎一郎		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	大嶋 厚志		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	太田 翔三	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	大山 則昭		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	荻野 奈央		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	奥山 博仁		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	小野 宏晃		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	河合 秀樹		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	加藤 怜		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	金森 啓太		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	鎌田 収一		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	亀田 優里菜		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	亀山 仁美		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	木曾 博典		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	木村 洋元		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	工藤 和大		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	栗山 章司		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	黒川 博一		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	小棚木 均		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	後藤 尚		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	小松田 智也		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	金 暢々子		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	齊藤 宏文		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	齋藤 晋太郎		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	相良 志穂		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	桜庭 聡美		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	佐藤 宏和		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	佐藤 博美		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	佐藤 隆太		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	里吉 梨香		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	真田 広行		○

秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	澤 田 俊 哉		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	柴 野 健		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	下 田 直 威		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	鈴 木 哲 哉		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	須 藤 和 久		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	関 川 綾 乃		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	関 根 悠 哉		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	高 木 亮		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	高 橋 晋		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	高 橋 健 人		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	田 澤 浩		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	谷 貴 行		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	土 田 聡 子	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	照 井 元		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	富 樫 嘉津恵		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	土 佐 慎 也		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	中 畑 潤 一		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	新 澤 枝里子		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	西 卷 啓 一		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	橋 本 誠		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	長谷川 諒		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	畠 山 卓		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	畠 山 美 穂		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	原 賢 寿		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	平 野 秀 人		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	藤 田 康 雄		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	細 谷 直 子		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	堀 川 洋 平		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	升 田 晃 生		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	松 下 弘 雄		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	丸 屋 淳		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	三 浦 隆 徳		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	三 田 基 樹		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	宮 内 孝 治		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	武 藤 理		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	村 田 雅 彦	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	茂 木 崇 秀		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	守 田 亮		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	八 木 英 一		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	八木澤 仁		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	山 形 健 基		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	山 中 有美子		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	山 野 泰 穂		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	湯 本 聡		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	渡 邊 理 子		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	伊 藤 智 夫	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	衛 藤 武		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	榎 本 克 彦		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	吉 川 健二郎		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	吉 田 優 子		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	吉 樂 拓 哉		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	原 田 英 嗣		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	後 藤 良 治	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	工 藤 宏 仁		○

秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	春 野 功		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	小 原 崇		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	小 高 英 達		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	小 山 昌 平		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	小 棚 木 圭		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	青 木 勇		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	中 岡 宙 子		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	田 村 真 通	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	田 中 義 人		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	渡 邊 潤		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	武 藤 弓 奈		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	福 井 奈 緒 子		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	木 村 滋	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	野 口 晋 佐		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	齋 藤 さ と み		○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田宇苗代沢222番地 1	籠 島 可 奈		○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	青 山 有	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	東 紗 弥	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	阿 部 茜	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	阿 部 明 彦	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	阿 部 咲 子	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	阿 部 早 苗	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	安 部 誓 也	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	五十嵐 な つ み	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	石 井 元	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	石 田 俊 哉	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	伊 藤 伸 朗	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	伊 藤 誠 司	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	伊 藤 武 史	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	円 山 啓 司	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	大 川 聡	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	太 田 栄	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	大 野 秀 雄	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	岡 部 基 成	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小 原 優	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	柏 倉 剛	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	片 寄 喜 久	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	鎌 田 竜 馬	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	軽 部 裕 子	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	河 村 正 成	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	菊 地 功	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	木 村 善 明	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	工 藤 和 夫	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	熊 谷 聡	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	高 満 衣	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	越 村 裕 美	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小 関 史 朗	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小 林 瑞 貴	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小 松 眞 史	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小 峰 直 樹	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	今 野 俊 宏	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	提 島 眞 人	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	佐 藤 歩 子	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	佐 藤 勤	○	○

市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	佐藤 ワカナ	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	佐藤 亘	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	重臣 宗伯	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	志田 青滋	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	設楽 明宏	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	柴原 徹	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	島田 俊亮	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	所澤 剛	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	菅原 多恵	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	高清水 清治	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	高橋 修平	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	高橋 凧	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	高橋 雅史	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	高橋 道	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	千葉 満郎	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	辻 剛俊	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	津田 聡子	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	内藤 信吾	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	中川 正康	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	中根 邦夫	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	中山 豊	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	新保 知規	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	長谷川 傑	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	羽入 紀朋	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	平野 義則	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	深谷 浩史	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	福田 淳	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	藤井 昌	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	藤島 綾香	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	藤原 敏弥	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	藤原 美貴子	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	舟坂 穂希	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	星野 良平	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	細葉 美穂子	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	本間 光信	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	政井 理恵	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	松尾 重樹	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	三浦 岳史	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	三浦 喜子	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	水澤 雄太	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	水俣 健一	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	八木澤 究	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	八嶋 夕絵	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	若林 育子	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	若林 俊樹	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	若林 飛友	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	渡邊 健太	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	高橋 まや	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	市川 喜一	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小泉 ひろみ	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	武田 修	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	米山 法子	○	○
あきた内科・呼吸器内科クリニック	秋田市東通一丁目 5 番17号	秋山 博		○
あきた乳腺クリニック	秋田市広面字蓮沼23番地 2	工藤 保		○

秋田東病院	秋田市山内字丸木橋167番地 3	亀 井 眞理子		○
秋田東病院	秋田市山内字丸木橋167番地 3	豊 田 堯		○
秋田東病院	秋田市山内字丸木橋167番地 3	豊 田 学		○
秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖 6 番地 1	能 登 宏 光		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	川 村 伸 悟		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	草 薙 宏 明		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	後 藤 時 子		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	齊 藤 靖		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	坂 本 哲 也		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	佐 藤 浩 徳		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	鈴 木 稔		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	高 橋 紀 子		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	三 浦 邦 夫		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	五十嵐 三 儼		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	高 橋 賢 一		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	水 俣 明 子		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	長谷部 敬 美		○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	武 田 忠 厚		○
秋田南クリニック	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢 3 番地115	西 本 正		○
秋田メモリアルクリニック	秋田市南通亀の町 7 番26号	渡 邊 克 夫		○
阿部クリニック	秋田市仁井田本町三丁目28番13号	阿 部 豊 彦		○
新屋駅前耳鼻咽喉科	秋田市新屋扇町13番11号	安 藤 英 樹		○
飯川病院	秋田市中通六丁目 1 番21号	小 坂 俊 光		○
飯川病院	秋田市中通六丁目 1 番21号	飯 野 健 二		○
飯川病院	秋田市中通六丁目 1 番21号	福 田 光 之		○
飯川病院	秋田市中通六丁目 1 番21号	福 田 二 代		○
飯島透析クリニック	秋田市飯島字薬師田360番地	工 藤 茂 高		○
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番 1 号	渡 邊 秀 悦		○
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	佐 伯 重 昭	○	○
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	石 川 浄 基	○	○
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	門 脇 謙	○	○
いしがき整形外科クリニック	秋田市上崎港中央四丁目 6 番22号	石 垣 智		○
石川医院	秋田市土崎港相染町字大谷地35番地	石 川 浩 一		○
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	石 田 和 子	○	○
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	石 田 明	○	○
石田内科医院	秋田市保戸野中町 6 番48号	石 田 明 子		○
石田皮ふ科医院	秋田市千秋明德町 1 番34号	石 田 晋之介		○
いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地 1	石 山 剛		○
医療法人恵裕会井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地 1	井 谷 修	○	○
一戸医院	秋田市新屋大川町 9 番 7 号	佐々木 浩 一		○
稲庭クリニック	秋田市南通亀の町 2 番21号	菅 原 純 哉		○
稲庭クリニック	秋田市南通亀の町 2 番21号	館 岡 正 子		○
いなば内科胃腸科クリニック	秋田市外旭川字待合14番地3	稲 葉 宏 次	○	○
いなみ小児科ファミリークリニック	秋田市保戸野中町 1 番45号	稲 見 育 大	○	○
いなみ小児科ファミリークリニック	秋田市保戸野中町 1 番45号	高 崎 育 男		○
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	永 澤 博 之		○
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後 藤 敦 子	○	○
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	田 村 康 樹		○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	阿 部 起 実		○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	稲 庭 千 弥子		○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	加 藤 信 之		○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	高 木 紘 一		○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	小 林 祐 美		○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	今 野 直 樹		○



今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	嵯 峨 佑 史	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	塩 田 陸	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	下 田 直 威	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	鈴 木 り ほ	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	竹 島 綾	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	新 山 喜 嗣	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	平 野 梨 聖	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	廣 田 紘 一	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	藤 田 浩 樹	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	伏 見 雅 人	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	細 谷 知 樹	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	三 浦 義 昭	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	森 朱 音	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	渡 引 康 公	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	向 島 偕	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	真 鍋 求	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	長谷川 仁 志	○
今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地 1	矢 幅 義 男	○
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1	明 石 建	○
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1	岩 崎 齊	○
岩渕内科胃腸科クリニック	秋田市保戸野中町 7 番16号	岩 渕 朗	○
駅前整形外科医院クリニカ・オルト	秋田市中通一丁目 3 番 5 号秋田キャッスルホテル 2 F	湊 裕 子	○
越後谷クリニック	秋田市東通仲町 1 番25号	越後谷 武	○
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 真美子	○ ○
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正 行	○ ○
医療法人 及川医院	秋田市飯島新町三丁目 1 番20号	及 川 圭 介	○
医療法人 大野小児科医院	秋田市南通築地 2 番15号	大 野 忠	○ ○
医療法人 大野小児科医院	秋田市南通築地 2 番15号	大 野 忠 行	○ ○
大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目 2 番23号	櫻 庭 清	○
医療法人 小川内科医院	秋田市中通三丁目 3 番55号	島 仁	○
おきた町診療所	秋田市新屋沖田町 5 番 2 号	鈴 木 克 彦	○
おきた町診療所	秋田市新屋沖田町 5 番 2 号	川 村 隆 彦	○
おのぼ腎泌尿器科クリニック	秋田市仁井田字中新田80番地	佐 藤 良 延	○
おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高 橋 康	○ ○
御野場たなかレディースクリニック	秋田市仁井田新田二丁目14番21号	田 中 秀 則	○
耳鼻咽喉科おのぼ能登医院	秋田市仁井田字中新田66番地 1	能 登 弘 毅	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	市 原 利 晃	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	金 谷 有 子	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	鎌 田 誠	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	小 林 佳 美	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	多 田 為久子	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	寺 田 邦 彦	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	三 浦 忠 俊	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	皆 河 崇 志	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	三 浦 莊 治	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	三 浦 邦 夫	○
お肌のクリニック	秋田市手形住吉町 1 番 3 号三愛会ビル 2 F	豊 田 知 子	○
介護老人保健施設 かみの里	秋田市上北手百崎字二夕子沢 1 番地 6	佐 伯 剛	○
介護老人保健施設 桜の園	秋田市下北手梨平字登館 8 番地	大 野 忠	○
介護老人保健施設 山盛苑	秋田市太平山谷字中山谷227番地 2	宮 下 正 弘	○
医療法人久盛会介護老人保健施設三楽園	秋田市飯島字堀川84番地20	横 山 治 夫	○
医療法人久盛会介護老人保健施設三楽園	秋田市飯島字堀川84番地20	五十嵐 三 儼	○
介護老人保健施設シルバークアセンター清遊園	秋田市河辺戸島字上野 4 番地 3	佐々木 義 憲	○
介護老人保健施設 なぎさ	秋田市土崎港中央四丁目 4 番23号	岩 谷 一 夫	○

介護老人保健施設 なぎさ	秋田市土崎港中央四丁目4番23号	高橋 薫		○
介護老人保健施設 ニコニコ苑	秋田市下新城中野字琵琶沼138番地1	後藤 敦子		○
介護老人保健施設 ニコニコ苑	秋田市下新城中野字琵琶沼138番地1	森 朱音		○
介護老人保健施設 ふれ愛の里	秋田市豊岩小山字中山216番地27	寺田 俊夫		○
介護老人保健施設 友愛の郷	秋田市浜田字元中村280番地29	長沼 雄峰		○
介護老人保健施設 悠久荘	秋田市御所野堤台三丁目3番1号	神部 憲一		○
介護老人保健施設 遊心苑	秋田市添川字境内川原196番地1	三浦 靖徳		○
社会福祉法人 憲寿会	秋田市外旭川字神田592番地	眞木 正博		○
特別養護老人ホーム幸楽園	秋田市上新城中字片野4番	川端 良成		○
介護老人保健施設 あいぜん苑	秋田市上新城道川字愛染58	久保 信之		○
社会福祉法人 いずみ会	秋田市泉菅野二丁目17番11号	久保田 奉幸		○
かおりレディスクリニック	秋田市八橋三和町5番2号	工藤 香里		○
加賀谷記念小松こども医院	秋田市御野場新町四丁目7の22	小松 偉子	○	○
加賀谷記念小松こども医院	秋田市御野場新町四丁目7の22	小松 和男	○	○
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	加賀谷 学		○
笠松医院	秋田市中通五丁目7番19号	笠松 千秋		○
笠松病院	秋田市浜田字藍の原52番地	小野 大輔		○
笠松病院	秋田市浜田字藍の原52番地	金山 隆夫		○
笠松病院	秋田市浜田字藍の原52番地	笠松 千秋		○
鹿嶋医院	秋田市土崎港東四丁目4番70号	大山 幸子		○
鹿嶋医院	秋田市土崎港東四丁目4番70号	鹿嶋 雄治		○
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	片岡 仁子		○
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	片岡 英		○
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	面川 真由		○
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	加藤 倫紀		○
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	倉澤 悠紀		○
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	佐々木 義憲		○
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	久場 政博		○
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	加藤 征夫		○
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	長山 栄子		○
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金子 ミサヲ		○
鎌田循環器科内科クリニック	秋田市広面字蓮沼87番地1 ツインクリニックビル	鎌田 滋夫		○
川上医院	秋田市牛島東七丁目7番16号	川上 抱負		○
川原医院	秋田市手形字山崎194番地1	川原 浩		○
川原医院	秋田市手形字山崎194番地1	川原 聡樹		○
木曾医院	秋田市外旭川字八幡田10番地6	木曾 のり子		○
木曾医院	秋田市外旭川字八幡田10番地6	木曾 典一		○
きびら内科クリニック	秋田市新屋天秤野5番10号	鬼平 聡		○
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	木村 衛	○	○
共立クリニック	秋田市南通亀の町14番23号	佐藤 敬文		○
工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目3番5号	猪股 茂樹		○
工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目3番6号	一政 克朗		○
工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目3番7号	工藤 孝毅		○
工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目3番8号	工藤 由比		○
工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目3番9号	山口 かずえ		○
工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目3番10号	神山 勇太		○
工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目3番11号	工藤 豊樹		○
熊谷内科医院	秋田市中通五丁目5番8号	熊谷 肇		○
くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号	倉光 智之		○
クリニック八橋和田内科	秋田市八橋大畑二丁目3番3号	和田 勲		○
桑原内科クリニック	秋田市檀山登町5番28号	桑原 敏行		○
小泉耳鼻咽喉科	秋田市中通二丁目1番41号	小泉 達朗		○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	伊藤 正直		○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	荒田 英		○

小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	石岡 充 彬	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	伊 藤 万壽雄	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	大 川 恵	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	大 場 麗 奈	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	大 山 幸 子	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	片 岡 仁 子	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	小 泉 栄 子	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	斎 藤 敦	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	鈴 木 優 響	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	成 澤 富 雄	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	松 澤 尚 徳	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	宮 澤 秀 彰	○
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	小 泉 亮 道	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	栗 崎 博	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	五十嵐 知 規	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	稲 葉 龍太郎	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	梅 津 正 矩	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	加賀谷 肇	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	草 彌 芳 明	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	小 林 新	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	佐々木 慧 美	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	佐 藤 誠	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	篠 崎 真莉子	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	柴 田 敬 一	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	鈴 木 敏 文	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	角 南 由紀子	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	田 近 武 伸	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	田 中 菜摘子	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	原 嶋 宏 樹	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	播 間 崇 記	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	福 田 光 之	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	藤 原 崇 史	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	細 谷 栄 滋	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	松 浦 多恵子	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	三 船 大 樹	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	森 本 友里子	○
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	白 戸 英 雄	○
こころのクリニック	秋田市手形住吉町1番3号三愛会ビル2F	豊 田 洋	○
こころのクリニック	秋田市手形住吉町1番3号三愛会ビル2F	豊 田 倫 子	○
こしむら糖尿病内科クリニック	秋田市泉南二丁目1番30号	越 村 淳	○
御所野内科クリニック	秋田市御所野元町五丁目3番5号	細 谷 重 明	○
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地1	小 栗 重 統	○
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地1	勝 田 光 明	○
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地1	勝 田 麻里子	○
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木 剛 一	○ ○
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	小 林 謙太郎	○ ○
小松内科クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号	小 松 幹 雄	○
さが医院	秋田市中通五丁目1番16号	嵯 峨 大 介	○
さが医院	秋田市中通五丁目1番16号	山 岸 剛	○
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目1番11号	荘 司 靖 子	○ ○
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目1番11号	荘 司 裕	○ ○
佐々木内科・循環器科医院	秋田市土崎港東四丁目5番38号	佐々木 弥	○
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	笹 原 秀 明	○
佐藤内科医院	秋田市将軍野南一丁目10番55号	堂 北 忍	○

澤口医院	秋田市八橋三和町14番6号	澤 口 博	○	○
(医) 仁政会サンクリニック	秋田市土崎港中央四丁目8番10号	肥田野 文 夫		○
山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	高 橋 智 和		○
山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	最 上 栄 蔵		○
山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	白 根 東久二		○
山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	菅 沼 由 美		○
山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	最 上 希一郎		○
山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番18号	湊 貴 至		○
山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番18号	湊 昭 策		○
山王レディースクリニック	秋田市山王中園町10番35号	津 田 晃		○
さんのへ耳鼻咽喉科クリニック	秋田市泉東町8番57号	三 戸 聡	○	○
しかま医院	秋田市保戸野原の町8番38号	四 釜 俊 夫		○
設楽産婦人科内科クリニック	秋田市外旭川字前谷地43番地1	設 楽 芳 宏		○
柴田医院	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地11	柴 田 忍		○
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	島 田 堅 一	○	○
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	島 田 俊 亮	○	○
清水産婦人科クリニック	秋田市広面字糠塚116番地1	清 水 靖		○
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木 村 康 徳	○	○
医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	伊 藤 紘 朗		○
医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	糸 賀 寛		○
医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	小野寺 佳 奈		○
医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	那 須 宏		○
医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	白 根 研 二		○
医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	飯 塚 政 弘		○
医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	後 藤 隆		○
医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	神 万里夫		○
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂の沢一丁目4番21号	橋 本 啓 子		○
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂の沢一丁目4番21号	菅 原 真砂子		○
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂の沢一丁目4番21号	渡 邊 博 之		○
すずき眼科	秋田市仁井田新田一丁目1番36号	鈴 木 明 子		○
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴 木 裕 之	○	○
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴 木 雪 子	○	○
鈴木内科医院	秋田市中通三丁目3番24号	鈴 木 和 夫		○
鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東二丁目2番37号	鈴 木 俊 夫		○
須藤医院	秋田市広面字樋口18番15号	須 藤 宏 久		○
須藤医院	秋田市広面字樋口18番15号	須 藤 明 子		○
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	倉 田 穰		○
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	齊 藤 真樹子		○
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	富 樫 寿 文		○
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	山 崎 好日児		○
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	藤 枝 信 夫		○
銭谷内科胃腸科クリニック	秋田市川尻上野町1番64号	銭 谷 明		○
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	飯 沼 俊 信		○
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	小 野 幸 彦		○
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	佐 藤 美 佳		○
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	須 藤 まき子		○
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	船 木 公 行		○
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	三 浦 進 一		○
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	苗 村 双 葉	○	○
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	穂 積 恒		○
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	嘉 藤 茂		○
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	三 浦 進 一		○
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	松 尾 直 樹		○
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	須 藤 まき子		○

外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	船 木 公 行		○
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	飯 沼 俊 信		○
高木内科胃腸科医院	秋田市将軍野南四丁目 6 番20号	高 木 紘 一		○
高清水医院	秋田市中通六丁目15番 6 号	高 清 水 一 善		○
高清水医院	秋田市中通六丁目15番 6 号	高 清 水 三 郎		○
たかはしこどもクリニック	秋田市将軍野青山町 4 番47号	高 橋 郁 夫	○	○
高橋内科医院	秋田市桜四丁目 1 番 1 号	高 橋 文 夫	○	○
高橋正喜クリニック	秋田市中通六丁目 6 番15号パークヒルズ中通	高 橋 正 喜		○
武田胃腸クリニック	秋田市大町一丁目 6 番12号	武 田 正 人		○
田代クリニック	秋田市東通一丁目23番 1 号	田 代 哲 男		○
多田皮膚科	秋田市広面字鍋沼59番地11	多 田 有 平		○
医療法人 田近医院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地 1	田 近 武 彦	○	○
立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	立 木 裕 裕		○
玉田眼科	秋田市土崎港中央五丁目 6 番29号	玉 田 浩 郁		○
たわらや内科	秋田市東通館ノ越 8 番11号	俵 谷 幸 蔵		○
つかだ泌尿器科クリニック	秋田市飯島新町一丁目 1 番 6 号	塚 田 大 星		○
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目 4 番26号	八 木 伸 夫		○
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目 4 番26号	高 橋 薫		○
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目 4 番26号	志 村 道 隆		○
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目 4 番26号	小 野 栄 二		○
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目 4 番26号	小 林 匡		○
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目 4 番26号	後 藤 弥 生		○
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目 4 番26号	山 中 康 生		○
(医) 土崎レディースクリニック	秋田市土崎港南三丁目 5 番 5 号	松 浦 亨		○
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子	○	○
つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目 8 番24号	堤 祥 浩		○
寺田内科医院	秋田市旭南一丁目 1 番 6 号	寺 田 豊		○
寺田内科医院	秋田市旭南一丁目 1 番 6 号	寺 田 俊 夫		○
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 佳 子		○
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 潤		○
富田胃腸科内科医院	秋田市新屋豊町10番 3 号	富 田 崇 志		○
中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目 1 番 5 号	中 込 晃		○
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番55号	中 込 恵美子		○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	阿 部 史 人	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	五十嵐 知 規	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	石 塚 純 平	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	市 川 友 里子	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	伊 藤 忠 彦	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	伊 藤 行 信	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	兔 澤 晴 彦	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	馬 越 通 信	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	大 内 真 吾	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	大 西 美 妃	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	大 山 翔 吾	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	小 貫 涉	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	尾 野 夏 紀	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	面 川 步	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	加 藤 俊 祐	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	清 澤 美 乃	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	沓 澤 理	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	栗 原 伸 泰	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	小 西 祥 朝	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	小 松 輝 久	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	小 松 博	○	○

社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	齋藤 芳太郎	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	齋藤 由理	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	嵯峨 佑史	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	阪本 亮平	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	佐々木 勇人	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	佐々木 香奈	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	佐藤 恵	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	佐藤 知	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	佐藤 誠	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	佐藤 優洋	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	篠崎 真莉子	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	柴田 敬一	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	進藤 吉明	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	菅沼 由実	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	杉山 保子	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	角南 由紀子	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	大門 葉子	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	高橋 彩葉	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	高橋 祐子	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	高橋 佳之	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	田近 武伸	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	田中 雄一	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	千葉 剛史	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	津田 聡子	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	利部 徳子	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	奈良 美保	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	成田 裕一郎	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	長谷山 俊之	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	畠山 雄二	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	羽瀨 由紀子	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	播間 崇記	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	福岡 勇樹	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	藤島 悟志	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	藤島 眞澄	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	細谷 栄滋	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	堀越 雄太	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	松浦 多恵子	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	三ヶ田 敦史	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	水戸 陽貴	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	三船 大樹	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	山田 晋	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	横山 直弘	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	ワッツ 志保里	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	栗崎 博	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	稲葉 龍太郎	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	加賀谷 肇	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	久保田 奉幸	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	宮形 滋	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	原田 忠	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	小野 巖	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	小林 新	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	菅原 健	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	菅原 厚	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	千馬 誠悦	○	○

社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	草 弼 芳 明	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	渡 辺 新	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	藤 原 崇 史	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	梅 津 香 織	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	梅 津 正 矩	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	福 田 光 之	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	平 山 雅 士	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	矢 幅 義 男	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	鈴 木 敏 文	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	岩 澤 卓 也	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	小 林 祐 美	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	櫻 庭 一 馬	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	佐々木 研	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	里 吉 清 文	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	杉 村 祐 介	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	下 嶋 優紀夫	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	高 城 航 一	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	高 橋 研太郎	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	佐 藤 雅 洋	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	矢 野 直 志	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	三 浦 将 仁	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	鈴 木 広 大	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	新 田 悠 介	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	石 橋 恭 太	○	○
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	五十嵐 駿	○	○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	飯 田 純 平		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	石 川 博 康		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	石 川 素 子		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	杳 澤 理		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	佐々木 香 奈		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	千 馬 誠 悦		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	成 田 裕一郎		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	橋 本 啓 子		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	畠 山 雄 二		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	牛 山 えり子		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	小 貫 涉		○
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	渡 辺 淳		○
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	大 山 幸 子		○
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	堀 江 泰 夫		○
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	長 沼 晶 子		○
七海医院	秋田市泉南二丁目9番20号	七 海 敏 仁		○
なべしま眼科クリニック	秋田市土崎港中央五丁目7番15号	佐 藤 徳 子		○
なべしま眼科クリニック	秋田市土崎港中央五丁目7番15号	鍋 島 隆 司		○
にいだ内科循環器科クリニック	秋田市仁井田新田三丁目14番17号	小田嶋 貢		○
にいつ内科クリニック	秋田市広面字樋の沖20番地1	新 津 秀 孝		○
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番5	西 宮 藤 彦	○	○
新田医院	秋田市泉一の坪26番23	新 田 格		○
新田医院	秋田市泉一の坪26番23	新 田 晋		○
はしづめクリニック	秋田市山王新町1番27号	橋 爪 隆 弘		○
小児科内科橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地1	橋 本 禎 嗣	○	○
長谷山内科医院	秋田市中通三丁目3番43号	長谷山 俊 之		○
はたの循環器クリニック	秋田市横森三丁目1番9号	波多野 宏 治		○
内科胃腸科濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	渡 部 由 紀	○	○
内科胃腸科濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	木 村 有 香	○	○

内科胃腸科 濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	遠山佳子	○	○
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2の16	原田健二	○	○
はりう産婦人科内科クリニック	秋田市広面字近藤塚添49番地1	針生秀樹		○
はりう産婦人科内科クリニック	秋田市広面字近藤塚添49番地1	針生峰子		○
ひがし稲庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	廣田紘一		○
ひがし稲庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	渡引康公		○
ひかり桜ヶアクリニック	秋田市桜二丁目17番23号	小栗重統		○
ひもり内科・消化器科クリニック	秋田市外旭川八幡田一丁目11番40号	檜森昌門		○
平野いたみのクリニック	秋田市川尻御休町5番40号	平野勝介		○
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2	石川正道		○
福島内科医院	秋田市南通宮田15番46号	福島幸隆		○
福田胃腸科クリニック	秋田市広面字家の下34番地1	福田健		○
(医) 藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町4番1号 アルヴェ4F	藤盛亮寿		○
細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	及川亨		○
細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	小林有美子		○
細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	高橋優子		○
細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	細谷栄滋		○
細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	細谷貴美子		○
細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	細谷重直		○
医療法人社団本間医院	秋田市山王中園町3番14号	本間真紀子	○	○
(医) 真和会 真崎耳鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁目8番3号	真崎雅和		○
松浦医院	秋田市将軍野南一丁目14番73号	松浦麗子		○
松岡内科クリニック	秋田市中通一丁目3番46号	松岡一志		○
水沢医院	秋田市茨島四丁目6番37号	安藤秀明		○
水沢医院	秋田市茨島四丁目6番37号	水沢広和		○
ミチヒロ胃腸科内科クリニック	秋田市広面字鍋沼93番地	湯川道弘		○
湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号	湊元志	○	○
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴木あけみ		
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴木信愛		○
南浦医院	秋田市榎山本町1番32号	南浦光昭		○
みやざわベインクリニック	秋田市東通仲町4番1号アルヴェ4F	宮澤一治		○
みゆきレディースクリニック	秋田市中通二丁目1番35号	谷頭幸		○
向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	小林美樹		○
向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	水口直樹		○
向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	向島偕		○
向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	大山幸子		○
村山クリニック	秋田市将軍野南五丁目12番19号	村山仁		○
メンタルクリニック秋田駅前	秋田市中通二丁目6番44号	稲村茂		○
ものお耳鼻科クリニック	秋田市榎山川口境8番24号	桃生勝己		○
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森川昌利		○
もろおか医院	秋田市土崎港南二丁目3番64号	師岡長		○
やすおか小児科医院	秋田市保戸野千代田町14番9号	安岡健二	○	○
柳田医院	秋田市手形田中4番15号	柳田龍一		○
医療法人 やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号	俵谷博信		○
山川内科	秋田市東通一丁目25番22号	山川博		○
山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号	山岸逸郎	○	○
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹の花42番地1	日下尚志		○
吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号	吉田司		○
医療法人 吉成医院	秋田市下新城野字琵琶沼211番地18	吉成仁		○
吉成皮膚科クリニック	秋田市将軍野桂町33番18号	吉成力		○
米谷耳鼻咽喉科医院	秋田市将軍野南一丁目10番57号	米谷博秀		○
米山消化器内科クリニック	秋田市御所野元町1番1号 フレスポ御所野B棟2F	米山和夫		○
米山内科医院	秋田市大町五丁目4番49号	米山泰夫		○
わだクリニック	秋田市寺内字三千刈86番地3	和田博	○	○
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3	綿貫桃代	○	○



## 教 委 公 告

### 秋田市教委公告

平成29年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成28年9月26日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

- 1 選抜の種類  
前期選抜および一般選抜を設定する。
- 2 入学願書の提出期日および提出先
  - (1) 提出期日
    - ア 前期選抜  
平成29年1月13日(金)から同月17日(火) 正午まで
    - イ 一般選抜  
平成29年2月15日(水)から同月17日(金) 正午まで
  - (2) 提出先  
秋田市立秋田商業高等学校長
- 3 入学検定料  
2,200円
- 4 入学志願者検査日
  - (1) 前期選抜  
平成29年1月31日(火) 学力検査および面接
    - ア 実施教科 3教科（国語、数学および英語）
    - イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
  - (2) 一般選抜  
平成29年3月7日(火) 学力検査および面接
    - ア 実施教科 5教科（国語、社会、数学、理科および英語）
    - イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
- 5 出願資格
  - (1) 前期選抜  
中学校又はこれに準ずる学校を平成29年3月に卒業する見込みの者で、「平成29年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」で定める「出願の条件」を満たしている者
  - (2) 一般選抜  
次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者
    - ア 中学校又はこれに準ずる学校を平成29年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
    - イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- 6 募集する学科名および募集人員
  - (1) 学科名  
商業科
  - (2) 募集人員  
男女 240名
- 7 合格者の発表
  - (1) 前期選抜  
平成29年2月8日(水) 午後4時
  - (2) 一般選抜

平成29年3月15日(水) 午後4時

### 8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「平成29年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

## 選 管 公 告

### 秋市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成28年9月5日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時  
平成28年9月15日(水) 午後1時

### 秋市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成28年9月5日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時  
平成28年9月15日(水) 午後1時

